

入札公告（建設工事）

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

令和元年 12 月 18 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 東京支社長 竹津 英二

東支公告第 126 号

1 工事概要

- (1) 工 事 名 北陸新幹線、加賀温泉駅東部消雪基地外 5 箇所機械設備他
(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 石川県加賀市作見町地内、小菅波町地内、大菅波町地内
福井県福井市開発地内、月見地内、
福井県越前市岩内町地内、庄田町地内、平林町地内、西谷町地内
- (3) 工事内容 本工事は、北陸新幹線の冬季安定輸送を確保するために、高崎起点
386km740m 付近から 441km940m 付近までの区間 6 箇所の内 2 箇所に温水加
熱設備及び送水ポンプ設備を設けた加熱循環式散水消雪基地、外 4 箇所に
井戸水を水源とした非加熱非循環式散水消雪基地を高架橋下に設置し、
消雪用スプリンクラーを本線、通路線、保守基地に設置して散水消雪を
行う機械設備を新設するものである。

また、加賀温泉駅、福井駅、南越駅（仮称）の起点方、終点方の分岐
器に温水式急速除雪装置を新設する工事である。

散水消雪 加賀温泉駅東部消雪基地機械設備：一式
加賀温泉駅西部消雪基地機械設備：一式
福井駅東部消雪基地機械設備：一式
福井駅西部消雪基地機械設備：一式
南越駅東部消雪基地機械設備：一式
南越駅西部消雪基地機械設備：一式

分岐器除雪 加賀温泉駅東部分岐器急速除雪装置：一式
加賀温泉駅西部分岐器急速除雪装置：一式
福井駅東部分岐器急速除雪装置：一式
福井駅西部分岐器急速除雪装置：一式
南越駅東部分岐器急速除雪装置：一式
南越駅西部分岐器急速除雪装置：一式

- (4) 工期 契約締結日の翌日から 30 箇月間
- (5) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の試行工事である。
- (7) 本工事は、契約締結後に工事内容の変更について提案を受け付ける契約後 V E 方式の試行工事である。
- (8) 本工事は、入札手続を電子入札システムにより実施する対象工事である。
なお、電子入札システムにより難しい者は、契約担当役の承諾を得た場合に限り紙入札に変更することができる。
- (9) 本工事は、「施工箇所が点在する工事積算方法の試行工事」である。
- (10) 本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、機械関係積算標準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

2 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程(平成 15 年 10 月機構規程第 78 号)第 4 条又は第 5 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 「平成 31・32 年度工事競争参加資格確認者」のうち「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「当機構」という。)[大阪支社管内(北陸)管又は機械]に係る競争参加資格の認定を受けていること。

(注) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構大阪支社が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。

- (3) 平成 16 年度以降に元請として完工(引渡し済みのものに限る。)した以下のア、イ又はウいずれかの新設工事又は更新工事の施工実績を有すること。

ただし、当該施工実績が共同企業体構成員としての実績である場合には、出資比率が 10%以上のものに限る。

また、当該施工実績が当機構(国鉄清算事業関係を除く。)が発注した工事である場合には、工事成績評定点が 65 点以上のものに限る。

ただし、当機構(国鉄清算事業関係を除く。)が発注した工事のうち工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し引渡し済みの工事(当該工事の主たる目的物の引渡しに限る。)においても、要件を満たす場合は施工実績とすることができる。

- ア 鉄道線路消融雪設備(温水加熱設備(電気式は除く。))を有するものに限る。
(以下「同種工事(ア)」という。)

イ 道路又は駐車場の消融雪設備（温水加熱設備（電気式は除く。）を有するものに限る。）（以下「同種工事（イ）」という。）

ウ 石油類を燃料としたボイラー等の熱源容量が4 G J/h以上で、危険物一般取扱所として施工した熱源供給設備（以下「同種工事（ウ）」という。）

(4) 当機構の施工実績がある場合は、当該工事種類における平成 29 年度及び平成 30 年度の当機構の工事成績が、2年連続で平均が60点未満でないこと。

(5) 施工計画が適正であること。

工程表、施工上配慮すべき事項及び安全管理に留意すべき事項が適正であると認められること、又は、発注者が設定する入札説明書の別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）を満足する施工計画であること。

これらを満たさない場合は、競争参加資格を付与しない。

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア 主任技術者にあつては、1級管工事施工管理技士の資格を有する者であること、又は次のいずれかの要件を満たした者であること。

(ア) 機械器具設置工事業に係る建設工事に関し、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で、在学中に国土交通省令（平成13年1月5日以前においては建設省令）に定める学科を修めた者

(イ) 機械器具設置工事業に係る建設工事に関し、10年以上実務の経験を有する者

(ウ) 国土交通大臣（平成13年1月5日以前においては建設大臣）が(ア)又は(イ)の者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者と認定した者

イ 平成16年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した(3)の同種工事（ア）、（イ）又は（ウ）いずれかの新設又は更新工事の施工経験を有すること。

当該施工経験が共同企業体構成員としての経験である場合には、出資比率が10%以上のものに限る。

当該施工経験が当機構（国鉄清算事業関係を除く。）の発注した工事である場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限る。

ただし、当機構（国鉄清算事業関係を除く。）が発注した工事のうち工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し引渡し済みの工事（当該工事の主たる目的物の引渡しに限る。）においても、要件を満たす場合は施工経験とすることができる。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。なお、監理技術者（管）にあつては、1級管工事施工管理技士の資格を有する者であること。

(7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構大阪支社長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措

置要綱（平成 15 年 10 月機構規程第 83 号）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (8) 1 (1)に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本関係若しくは人的関係のある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する評価項目は次のとおりとする。

ア 施工計画について

- (ア) 施工上配慮すべき事項
- (イ) 安全管理に留意すべき事項

イ 企業の施工能力について

- (ア) 平成 16 年度以降の 2 (3)に掲げる工事の施工実績
- (イ) 当機構における指名停止等措置（指名停止等措置要綱別表第 1 第 2 項に基づく指名停止、警告又は注意をいう。）

ウ 配置予定技術者の能力について

配置予定技術者の施工経験（複数の配置予定技術者を申請した場合は、そのうち下位の施工経験を有する技術者をもって評価する。）

(2) 総合評価の方法

総合評価は、標準点及び加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合に標準点を与え、技術資料の内容に応じ、加算点を与える。

なお、標準点は 100 点、加算点は、(1)アからウまでに示す評価項目について、合計で最大 20 点を与える。

(3) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び(1)に示す評価項目に係る施工計画等をもって入札し、次の(ア)及び(イ)の要件を満たす者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

- (ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- (イ) 評価値が、標準点（100 点）を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

イ アにおいて、評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

4 入札手続等

(1) 担当支社等

〒105-0011 東京都港区芝公園 2 丁目 4 番 1 号（芝パークビル 5 階）

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

東京支社 総務部 契約課 契約係

電話 03-5403-8732 電子メールアドレス keiyaku.tky@jr-tt.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

ア 交付期間 公告の日から入札書提出の期限の日まで。

イ 交付方法 当機構ホームページからダウンロードすること。

アドレス：<https://www.jr-tt.go.jp>

なお、ダウンロードするためにはパスワードが必要であり、パスワードは電子入札システムにおける本案件の調達案件概要欄に掲載する。

ただし、やむを得ない事情により上記交付方法により難い者は(1)に連絡し、別途交付方法について指示を受けること。

(3) 申請書及び資料の提出方法、期間及び場所

ア 提出方法

申請書及び資料は、電子入札システムにより提出すること。

ただし、申請書及び資料の容量が10MBを超える場合は提出場所へ郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は持参すること。

また、1(8)により契約担当役から承諾を得て紙入札へ移行した者は、持参すること。

イ 提出期間

令和元年12月19日（木）から令和2年1月24日（金）までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日。以下同じ。）を除く毎日、10時から16時まで。

ウ 提出場所

4(1)に同じ。

(4) 入札書の提出方法、入札及び開札の日時、場所

ア 入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。

ただし、1(8)により契約担当役から承諾を得て紙入札へ移行した者は(1)へ持参又は郵送（配達証明付郵便に限る。）すること。

イ 入札書の提出期限

令和2年3月5日（木）10時まで。

ウ 開札の日時及び場所

開札は、令和2年3月6日（金）10時に当機構東京支社にて行う。

(5) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際しては、入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書を提出すること。

(6) 入札執行回数

入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

(7) 入札の辞退

入札参加者は、入札書（再度の入札を行う場合の入札書を含む。）を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

5 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 免除
 - イ 契約保証金
請負代金額の10分の3以上（保証金納付場所 三井住友銀行ベイサイド支店）。
ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効
以下のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
 - イ 提出した申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
 - ウ 入札に関する条件に違反した入札
 - エ 工事費内訳書を提出しない者等のした入札
- (4) 手続きにおける交渉の有無 無
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により契約する予定の有無 無
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口
4 (1)に同じ。
- (8) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加
2 (2)に掲げる競争参加資格の要件を申請書及び資料提出時において満たせない者も4 (3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、資格確認通知日において、当該要件を満たしていなければならない。
- (9) 配置予定技術者の確認
落札決定後、CORINS 等により配置予定技術者の専任性違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。
- (10) 本公告に記載する内容の詳細は入札説明書による。

6 契約に係る情報提供の協力依頼

次のいずれにも該当する契約先は、当機構から当該契約先への再就職の状況、当機構との間の取引等の状況について情報を公開することとなりましたので、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、詳細については、入札説明書を参照して下さい。

- (1) 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職し

ていること。

(2) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。